

文教福祉常任委員会会議録

令和3年3月30日

寒 川 町 議 会

出席委員 岸本委員長、橋本副委員長

小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、
横手委員

佐藤（一）議長

説 明 者 伊藤健康子ども部長

伊藤保育・青少年課長、徳江副主幹、赤井副主幹

案 件

（付託議案）

1. 議案第20号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

午後1時15分 開会

【岸本委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。

議案の内容につきましては、先ほど本会議場で提案説明がございましたが、再度内容を説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第20号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、皆様こんにちは。これより、健康子ども部からの付託議案1、議案第20号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご審議をお願いいたします。説明につきましては、伊藤保育・青少年課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、議案第20号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。本会議における伊藤健康子ども部長の説明と重なる部分があることをお許しください。

今回の条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴うものです。法改正の趣旨は、特定地域型保育事業に関する市町村の確認についての改正であり、この点につきましては、条例にかかわらず、町でも法改正に基づき事務処理を行っておりますが、この法改正により、町の条例が引用している規定に項ずれが生じたことから、今回の条例改正の必要が生じたものであります。

それでは、改正内容についてご説明をいたします。タブレット資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条は、定義を定めている条文でございますが、第23号の特定地域型保育事業の定義について、子ども・子育て支援法の条文を引用している部分があり、下線部分、法第43条第3項を、法第43条第2項に改めるものです。最後に、附則として、公布の日を施行日としてございます。

本来であれば、子ども・子育て支援法の一部改正が施行され次第、条例の一部改正を早急に議案として上程をし、ご審議をいただくべきものでございますが、この時期に改正が必要であることが判明したため、遅れての議案上程となってしまいました。今後は、こんなことがないように十分に注意をして手続等を進めてまいります。大変申し訳ございません。

なお、条例の規定のほうに不備が生じていた状況でございますが、実務上は滞りなく進めてございました。事業者や町民の皆様には影響はございません。

ご説明は以上となります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

【岸本委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はございませんか。

山田委員。

【山田委員】 1つ確認いたしたいんですけど、今回の条例改正は項ずれということですけど、この資料を見ますと、1項ずれるということになりますけど、このずれた内容というのはどういうものなのか、ちょっと教えてください。

【岸本委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 もともと定義の中で、子ども・子育て支援法を見ている部分がございますが、実際に、そこは法律のほうで定義としている部分ですので、具体的に何が変わったというところではございません。法律のほうの改正につきましては、あくまで特定地域型保育事業、こちらの確認といった部分についての内容の改正になっておりますので、あくまで条例が法律で見にいている部分がずれてしまったということで、そこを適正な形に、条例が本来見るべきところを見にいくというような改正になっておりますので。ご説明が足りないでしょうか。

【岸本委員長】 もともと、2項、3項とかがどのようなものがあって削除されたとか、その辺の説明があったほうがいいのかと思いますので、その点について。

徳江副主幹。

【徳江副主幹】 子ども・子育て支援法の改正について、どういった改正がなされたかというご質問かと思います。地域型保育事業と言われる保育事業がありまして、寒川町でいいますと、そうわ保育園とか、子どもと扉がそちらに当たります。市町村が確認をするという手続を取るんですが、その確認というのは、町のほうから給付費をお支払いするので、お支払いするに値する施設なのかどうかという確認をさせていただきます。

その確認について、今までは、所在市町村と在園児童がいる市町村と両方が確認をしていたんですが、この改正によって所在市町村のみの確認で手続が終わるというふうに変わりました。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、今までは2か所で確認を取っていた、2か所というか、2つのところで。それは、逆に言うと簡素化されたということ、確認しやすくなったということによろしいのでしょうか。

【岸本委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 今の法改正の内容につきましては、委員のお話にありましたように、簡素化がされたという内容になっております。

実際に条例改正の部分につきましては、今現在、条例を充てるべき、見に行くべき法の条項が項ずれによって、我々の条例のほうが見ている部分が今なくなってしまっている状態が発生しておりましたので、それをきちんと本来条例として法を充てる部分を整理するといった内容になっています。法の内容と条例の内容とは別々というふうにご確認いただければと思います。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。ありませんかね。

橋本副委員長。

【橋本副委員長】 この項ずれに関して気づかれたのはいつだったということと、今、このようなことが実態が分かったということなんですけれども、今後こういったことがまた再発する可能性もないとは言えませんので、それに対しての何か具体的な対策等があれば教えていただければと思います。

【岸本委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 今のご質問にお答えいたします。実際に私どもの担当のほうでも、年度末に向けて、内部でいろいろな事務手続等に遺漏がないかというものを確認している中で、実際に私どものほうで確認したのが2月12日になります。実際に私どものほうも、この一部改正に関する情報というのは、県のほうよりメールでもたらされているという状況はもちろんあるんですが、大変申し訳ございませんが、課内の事務処理の中で、文書の收受後、条例改正が必要である案件であるというような部分の認識を持つことができないで、課内での情報共有が行うことができなかったという状況がございます。その中で、その後に必要な事務手続がうまく進めることができずに、今回、この時期の改正をお願いさせていただくという経過になったところでございます。

今後の対応につきましては、当然、私ども担当課内につきましては、法改正に係るメール、文書、それ以外の内容も当然、様々な文書がございますけれども、課内での情報共有、また、ダブルチェック、また、条例改正等の対応すべき内容なのかといったところのダブルチェック、また、未処理案件等のリスト化、共有化といったところによりまして、さらに再発防止の強化に現在努めているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【岸本委員長】 これで質疑が終わりました。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、文教福祉常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。

この後、討論、採決の予定でございますが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

(「必要ありません」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、必要ないということでしたので、これより討論に入ります。議案第20号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。

最後に、副委員長、一言お願いいたします。

【橋本副委員長】 皆さん、お疲れさまでした。以上で文教福祉常任委員会を終了といたします。

【岸本委員長】 ご苦労さまでした。

午後1時28分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年6月2日

委員長 岸 本 優